

第 39 号議案

中間市消防団条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 9 月 1 日提出

中間市長 松下 俊男



## 中間市消防団条例の一部を改正する条例

中間市消防団条例（昭和32年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第23条第1項」を「、第23条第1項及び第24条第1項」に、「並びに非常勤」を「、非常勤」に、「「消防団員」」を「「団員」」に、「、懲戒」を「及び懲戒」に改め、「取扱い」の次に「並びに災害補償」を加える。

第2条第1項中「本市」を「中間市（以下「本市」という。）」に改め、同条第2項を削る。

第3条及び第4条を次のように改める。

（管轄区域）

第3条 消防団の管轄区域は、本市の区域内とする。

（団員の定員、種類等）

第4条 団員の定員は、195人とし、その種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- （1）基本団員 機能別団員以外の団員をいう。
- （2）機能別団員 消防団の業務のうち、次条第3項第2号に掲げる業務に従事する団員をいう。

2 団員の内訳は、次の表のとおりとする。

区分		人員
団長		1人
副団長		2人
本部部長		1人
分団長	基本団員	5人
	機能別団員	1人
	計	6人
副分団長	基本団員	5人
	機能別団員	1人
	計	6人
部長	基本団員	10人
	機能別団員	2人
	計	12人
班長	基本団員	50人
	機能別団員	2人
	計	52人
一般団員	基本団員	107人
	機能別団員	8人
	計	115人
合計	基本団員	181人

	機能別団員	14人
	計	195人

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の定員とする。

4 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、基本団員の数とする。

第5条第2項中「次の各号の資格を有するもの」を「、次の要件を満たす者」に改め、同項第1号中「本市」の次に「の区域内」を加え、「年令」を「者（機能別団員にあっては、本市の常勤の職員である者）であって、年齢」に、「こと」を「者」に改め、同号ただし書中「もの」を「者」に改め、同項第2号中「、身体強健」を「かつ身体強健」に、「団員」を「、団員」に改め、同条に次の1項を加える。

3 機能別団員の任命に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の条件を付するものとする。

- (1) 団員としての業務に従事する時間は、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間（同条例第3条第1項に規定する週休日及び同条例第10条に規定する休日を除く。）とすること。
- (2) 業務の内容は、火災発生時における行方不明者の捜索及び火災現場周辺の交通整理に限ること。

第15条の見出しを「（補則）」に改め、同条中「規則で」を「、別に」に改め、同条を第16条とする。

第14条中「団員が公務」の次に「（団員としての公務に限る。）」を加え、「因り」を「より」に、「福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合規約による」を「福岡縣市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより」に改め、同条を第15条とする。

第13条の見出しを「（報酬、手当等）」に改め、同条中「旅費について」を「手当」に、「及び中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）」を「に定めるところ」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、機能別団員には、報酬を支給しない。

第13条に次の1項を加える。

2 団員の旅費は、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより支給する。

第13条を第14条とする。

第12条第1号中「挺して」を「<sup>てい</sup>挺して」に、「持たなければならない」を「持つこと」に改め、同条第2号中「当たらなければならない」を「当たること」に改め、同条第3号中「互に」を「互いに」に、「慎まなければならない」を「慎むこと」に改め、同条第4号中「又は饗応、」を「若しくは供応若しくは」に、「又はこれを」を「、又はこれを」に、「ことがあってはならない」を「行為をしないこと」に改め、同条第5号中「洩らしてはならない」を「漏らさないこと」に改め、同号に後段として次のように加える。

団員の職を退いた後も同様とする。

第12条第6号中「団員は、」を削り、「以て」を「もって」に、「又はこれに」を「、若しくはこれに」に、「又は他人の」を「、又は他人の」に、「関与してはならない」を「関与しないこと」に改め、同条第7号中「又は営利行為をなし若しくは」を「、営利行為をなし、又は」に、「してはならない」を「しないこと」に改め、同条第8号中「当たり」を「当たっては」に、「使用してはならない」を「使用しないこと」に改め、同条を第13条とする。

第11条中「集合したり」を「集合し、」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「団員で」を「団員は、」に改め、「居住地」の次に「又は勤務地」を加え、同条ただし書中「団員の」を「、団員の」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「団員は、」の次に「法令その他に」を、「定められた」の次に「場合を除くほか、」を加え、同条を第10条とする。

第8条の前の見出しを削り、同条第1項中「服務」を「、服務」に改め、同条を第9条とし、同条の前に見出しとして「（服務規律）」を付する。

第7条第1項中「一」を「いずれか」に、「場合に」を「とき」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

懲戒処分の種類は、次のとおりとする。この場合において、第2号に掲げる処分の期間は、1月以内とする。

第7条第2項第2号中「（停職の期間は1か月以内）」を削り、同条第3項中「前項の」を削り、「を準用する」を「の例による」に改め、同条を第8条とする。

第6条を削る。

第5条の3第1項中「一」を「いずれか」に改め、同項第3号中「規定する場合」を「掲げるもの」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「一」を「いずれか」に改め、同項第1号中「前条第3号を除く各号の一」を「前条第1号、第2号又は第4号のいずれか」に改め、同項第2号中「本市」の次に「の区域内」を、「とき」の次に「（機能別団員にあつては、本市の常勤の職員でなくなったとき。）」を加え、同条を第7条とする。

第5条の2中「一」を「いずれか」に改め、同条第2号中「禁固」を「禁錮」に改め、同条第3号中「第7条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条第4号中「居住地」を「本市の区域」に改め、「こと」の次に「（機能別団員にあつては、本市の区域を離れて生活し、又は勤務すること）」を加え、同条を第6条とする。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

（中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正）

第2条 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年中間市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第1条中「常勤の者」の次に「（以下「非常勤消防団員」という。）」を加える。

第2条中「消防団員」を「非常勤消防団員」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、機能別団員（中間市消防団条例（昭和32年中間市条例第11号）第4条第1項第2号に規定する機能別団員をいう。）には、退職報償金を支給しない。

第4条第2項ただし書中「後の」を「、後の」に改める。

第5条第1項中「の各号」を削り、同条第2項中「前項」を「前項各号」に、「により、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする」を「（同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順位）によるものとする」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にするものとする。

第6条中「一」を「いずれか」に改め、同条各号列記以外の部分中「支給」を「、支給」に改める。

第9条の見出しを「（委任）」に改める。

中間市消防団条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項、<u>第23条第1項及び第24条第1項</u>の規定により、消防団の設置、名称及び区域、<u>非常勤の消防団員</u>（以下「<u>団員</u>」という。）の定員、任用、給与、分限<u>及び懲戒</u>、服務その他身分の取扱い<u>並びに災害補償</u>について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置)</p> <p>第2条 <u>中間市</u>（以下「<u>本市</u>」という。）に中間市消防団（以下「<u>消防団</u>」という。）を設置する。</p> <p>(管轄区域)</p> <p>第3条 <u>消防団の管轄区域は、本市の区域内とする。</u></p> <p>(団員の定員、種類等)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項、第19条第2項<u>及び第23条第1項</u>の規定により、消防団の設置、名称及び区域<u>並びに非常勤の消防団員</u>（以下「<u>消防団員</u>」という。）の定員、任用、給与、分限、<u>懲戒</u>、服務その他身分の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(消防団の設置)</p> <p>第2条 <u>本市</u>に中間市消防団（以下「<u>消防団</u>」という。）を設置する。</p> <p><u>2 消防団は、本市区域内の十分なる消防責任に任ずるものとする。</u></p> <p>(分団の設置)</p> <p>第3条 <u>前条の消防団に分団を置く。</u></p> <p><u>2 分団の数及び消防責任の区域は、別に定める。</u></p> <p>(団員の定数)</p>

第4条 団員の定員は、195人とし、その種類は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 機能別団員以外の団員をいう。

(2) 機能別団員 消防団の業務のうち、次条第3項第2号に掲げる業務に従事する団員をいう。

2 団員の内訳は、次の表のとおりとする。

区分		人員
団長		1人
副団長		2人
本部部長		1人
分団長	基本団員	5人
	機能別団員	1人
	計	6人
副分団長	基本団員	5人
	機能別団員	1人
	計	6人
部長	基本団員	10人
	機能別団員	2人

第4条 団員の定数は195人とし、団員の階級区分及び人員は次のとおりとする。

団長	1人	副団長	2人
		本部部長	1人
分団長	5人	副分団長	5人
部長	10人	班長	50人
一般団員	121人		

	計	12人
班長	基本団員	50人
	機能別団員	2人
	計	52人
一般団員	基本団員	107人
	機能別団員	8人
	計	115人
合計	基本団員	181人
	機能別団員	14人
	計	195人

3 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「政令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の定員とする。

4 政令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、基本団員の数とする。

(任命)

第5条 (略)

2 副団長以下の団員は、団長が、次の要件を満たす者の中から市長

(任命)

第5条 (略)

2 副団長以下の団員は、団長が次の各号の資格を有するものの中か

の承認を得て任命する。

(1) 本市の区域内に居住する者（機能別団員にあつては、本市の常勤の職員である者）であつて、年齢満18歳以上満45歳未満である者。ただし、特に市長の承認を得た者は、この限りでない。

(2) 志操堅固かつ身体強健であつて、団員たるに適する者

3 機能別団員の任命に当たっては、前項各号に掲げるもののほか、次の条件を付するものとする。

(1) 団員としての業務に従事する時間は、中間市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成12年中間市条例第17号）第3条第2項に規定する規則で定める勤務時間（同条例第3条第1項に規定する週休日及び同条例第10条に規定する休日を除く。）とすること。

(2) 業務の内容は、火災発生時における行方不明者の捜索及び火災現場周辺の交通整理に限ること。

(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

(1) (略)

(2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ら市長の承認を得て任命する。

(1) 本市に居住する年齢満18歳以上満45歳未満であること。ただし、特に市長の承認を得たものは、この限りでない。

(2) 志操堅固、身体強健であつて団員たるに適する者

(欠格条項)

第5条の2 次の各号の一に該当する者は、団員となることができない。

(1) (略)

(2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 第8条第2項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上の長期にわたり本市の区域を離れて生活すること  
(機能別団員にあつては、本市の区域を離れて生活し、又は勤務すること)を常とする者

(分限)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第1号、第2号又は第4号のいずれかに該当するに至ったとき。

(2) 本市の区域内に居住しなくなったとき (機能別団員にあつては、本市の常勤の職員でなくなったとき。 )。

(3) 第7条第2項の規定により免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(4) 6月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条の3 任命権者は、団員が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

(1)・(2) (略)

(3) 前2号に規定する場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合

(4) (略)

2 団員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(1) 前条第3号を除く各号の一に該当するに至ったとき。

(2) 本市に居住しなくなったとき。

(懲戒)

第8条 団員が次の各号のいずれかに該当するときは、団長にあっては市長が、副団長以下の団員にあっては団長が、これに対し懲戒処分をすることができる。

(1)～(3) (略)

2 懲戒処分の種類は、次のとおりとする。この場合において、第2号に掲げる処分の期間は、1月以内とする。

(1) (略)

(2) 停職

(3) (略)

3 懲戒処分の手続及び効果は、中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第11号）の例による。

(服務規律)

第9条 団員は、団長の召集によって出動し、服務するものとする。

(退職)

第6条 団員が退職しようとする場合はあらかじめ文書をもって、団長にあっては市長に、副団長以下の団員にあっては団長に願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第7条 団員が次の各号の一に該当する場合には、団長にあっては市長が、副団長以下の団員にあっては団長が、これに対し懲戒処分をすることができる。

(1)～(3) (略)

2 前項の懲戒処分は次の区分によりこれを行う。

(1) (略)

(2) 停職 (停職の期間は1か月以内)

(3) (略)

3 前項の懲戒処分の手続及び効果は、中間市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和26年中間市条例第11号）を準用する。

(服務規律)

第8条 団員は、団長の召集によって出動し服務するものとする。

2 (略)

第10条 団員は、法令その他にあらかじめ定められた場合を除くほか、権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第11条 団員は、10日以上居住地又は勤務地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長以下の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地又は勤務地を離れることはできない。

第12条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障のある場所に多数集合し、又は多数集合して飲食してはならない。

第13条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持つこと。
- (2) 規律を遵守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たること。
- (3) 上下同僚の間互いに相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常

2 (略)

第9条 団員は、あらかじめ定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第10条 団員で10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長以下の団員にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認めるときは、警備に支障のある場所に多数集合したり又は多数集合して飲食してはならない。

第12条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を遵守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に

に言行を慎むこと。

- (4) 職務に関し金品の寄贈若しくは供応若しくは接待を受け、又はこれを請求する等の行為をしないこと。
- (5) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。団員の職を退いた後も同様とする。
- (6) 団又は団員の名義をもって特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与しないこと。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り、営利行為をなし、又は義務の負担となるような行為をしないこと。
- (8) 機械、器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たっては、職務のほかこれを使用しないこと。

(報酬、手当等)

第14条 団員の報酬及び手当は、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）に定めるところにより支給する。ただし、機能別団員には、報酬を支給しない。

2 団員の旅費は、中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）に定めるところにより支給する。

言行を慎まなければならない。

- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応、接待を受け又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 職務上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。
- (6) 団員は、団又は団員の名義を以て特定の政党結社若しくは政治団体を支持し、反対し又はこれに加担し又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもってみだりに寄附金を募り又は営利行為をなし若しくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械、器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれを使用してはならない。

(報酬及び旅費)

第13条 団員の報酬及び旅費については、中間市特別職職員の給与等に関する条例（昭和31年中間市条例第23号）及び中間市特別職職員の旅費に関する条例（昭和26年中間市条例第21号）により支給する。

(災害補償)

第15条 団員が公務(団員としての公務に限る。)により死亡又は負傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合の定めるところにより補償金を支給する。

(補則)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(災害補償)

第14条 団員が公務に困り死亡又は負傷した場合には、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約による補償金を支給する。

(その他必要ある事項)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。